

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2026/2/10号 (No. 679)

=====

【ジェットロ北京事務所からのお知らせ】

○【北京発中国 IP 情報】知財関係法規の和訳掲載のお知らせ
以下の知財関係法規について和訳を作成し、弊所 HP に掲載しました。

産業クラスターブランドおよび地域ブランドの商標登録出願に関するガイドライン
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20260108_1.pdf

商標拒絶査定不服審判の証拠に関する Q&A
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20251231_1.pdf

★上記記事に関するお問い合わせ先
ジェットロ・北京事務所 知的財産部
Tel: +010-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

=====

○ 中央政府の動き

1. 国家知識産権局、特許代理師の名義貸しに厳正対応 資格取消し処分を公表(国家知識産権網 2026年1月30日)
2. 国家知識産権局、商標拒絶査定不服審判の証拠提出要点を整理 Q&A 公表(国家知識産権局商標局公式サイト 2025年12月31日)

○ 地方政府の動き

【華北地域】

1. 北京市が知的財産の標準体系を策定 創造・活用・保護などを網羅(国家知識産権戦略網 2026年2月4日)

【華東地域】

2. 江西省、知財紛争仲裁の活用促進へ 企業の実務課題踏まえ支援強化(国家知識産権網 2026年2月3日)
3. 浙江省、知財人材の国際対応力を強化 法律英語研修に60人参加(国家知識産権網 2026年2月3日)
4. 地理的表示産業を金融で後押し 福建・漳州に全国初のテーマ銀行(中国知識産権资讯网 2026年2月2日)

【その他地域】

5. 青海省、塩湖産業向け特許標準を策定 専利導航と価値評価で知財活用を促進(国家知識産権網 2026年1月28日)

○ 司法関連の動き

1. 最高人民法院、知財分野で「内卷式競争」に是正のメス(中国保護知識産権網 2026年2月4日)
2. AIの「幻想」に賠償命令は出ず 中国法廷、法的責任の境界を明確化(中国知識産権资讯网 2026年2月4日)
3. 広西・南寧で初の知的法廷設立 AI・データ分野も視野(中国法院網 2026年2月4日)
4. WIPO 上海仲裁・調停センター、涉外知財紛争 220 件を受理 中小企業の利用も約 5 割に(中国知識産権资讯网 2026年1月30日)
5. 最高人民法院、調停で知財紛争の実質解決 6 事例公表(中国知識産権资讯网 2026年1月30日)
6. 「看板替え」の繰り返し侵害に懲罰的賠償 上海高裁が典型事例を公表(中国知識産権资讯网 2026年1月28日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

【中央政府】

1. 中国が「鉄拳行動 2025」事例を公表 国際ブランドの商標侵害に厳罰(国家市場監管総局公式サイト 2026年1月28日)

【華南地域】

2. 広東・香港・澳門の税関が知財侵害を共同摘発 グレーターベイエリアで越境対策を強化(中国知識産権资讯网 2026年2月4日)

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

1. 中国 AI 企業、CIFTIS を舞台に国際展開加速(中国知識産権资讯网 2026年2月1日)
2. 中国スマートグラス市場が急成長 独立端末化と産業チェーンの高度化が進む(中国知識産権资讯网 2026年1月27日)

○ 統計関連

1. 江蘇省、植物新品種権の登録が急増 2025 年は前年比 3.6 倍、全国の約 2 割に(中国保護知識産権網 2026年2月3日)
2. 2025 年 1~11 月 知的財産使用料と自主ブランド輸出が拡大(国家知識産権網 2026年1月30日)

○ その他知財関連

1. 全国商標ブランド知識大会が始動 若年層育成を通じブランド強国戦略を後押し(中国知識産権资讯网 2026年1月30日)

● ニュース本文

※注意：以下の記事リンクは、中国国外からアクセスできないサイトも含まれます。

○ 中央政府の動き

★★★1. 国家知識産権局、特許代理師の名義貸しに厳正対応 資格取消し処分を公表★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）はこのほど、一連の行政処分決定を公表し、特許代理師（弁理士）10人に対して最も重い処分である資格証の取消しを科した。さらに1人に対しては、新規業務の受任を12か月間停止する処分を命じた。いずれも重大な違法・信用失墜者名簿に掲載され、資格証の名義貸し、いわゆる「掛証」行為に対し、断固として容認しない姿勢を鮮明にした。

処分対象となった11人はいずれも違法性が極めて高く、長期間にわたり資格証の名義貸しを繰り返し行っていた事例や、名義貸しに加えて複数の違法・不正行為に関与し、依頼者の利益を著しく損なうとともに、特許代理業務の市場秩序を深刻に乱した事例が含まれている。

今回の行政処分を通じて、当局は三つのポイントを明確にした。第一に、資格証の名義貸しに関与した幫助行為についても責任を厳格に追及すること、第二に、業務執行登録時の虚偽申告に対しては遡及的に責任を問うこと、第三に、代理業務における署名責任を一段と厳格化することである。

国家知識産権局は昨年11月以降、公安部および国家市場監督管理総局と連携し、知的財産代理業界を対象とした3か月間の特別集中整備を進めている。重大な違法・不正行為に関与する代理人を重点的に取り締まるとともに、資格証の名義貸しを徹底的に摘発し、規範的で公正な競争環境の構築を図る方針だ。

(出典：国家知識産権網 2026年1月30日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/1/30/art_55_203863.html

★★★2. 国家知識産権局、商標拒絶査定不服審判の証拠提出要点を整理 Q&A 公表★★★

商標の拒絶査定不服審判において、出願人が証拠の提出方法や種類、実質的要件を巡って判断に迷う場面が多いことを受け、国家知識産権局商標局はこのほど、「拒絶査定不服審判における証拠の重点問題 Q&A」を取りまとめ、公式サイトで公表した。出願人が有効な証拠資料を、より積極的かつ網羅的、適切に提出できるよう支援するのが目的である。

Q&Aは全29問で構成され、「実際の使用意思を示す証拠のうち、証明力が乏しいとして採用されにくいものは何か」「外国の国名に類似することを理由に商標が拒絶された場合、不服審判ではどのような証拠を提出できるか」など、実務上の関心が高い論点を幅広く取り上げた。具体的な事例を示しながら、画像や表を用いて視覚的に分かりやすく整理・解説している点が特徴である。

商標局は、提出される証拠の真実性、正確性、完全性については出願人自身が責任を負う必要があると強調しており、本資料を通じて不服審判手続の適正化と審理の効率向上を図る考えだ。

(出典：国家知識産権局商標局公式サイト 2025年12月31日)

https://sbj.cnipa.gov.cn/sbj/zcwj/202512/t20251231_37000.html

○ 地方政府の動き

【華北地域】

★★★1. 北京市が知的財産の標準体系を策定 創造・活用・保護などを網羅★★★

北京市知識産権局と北京市市場監督管理局はこのほど、「北京市知的財産標準体系」を共同で策定・公表した。知的財産を巡る標準を体系的に整理し、技術革新と産業発展を制度面から支えるのが狙いだ。

同体系は、創造、運用、保護、管理、サービスの五つの分野で構成され、計 18 の下位体系を設ける。創造分野では、出願前段階から出願手続き、新興技術分野までを対象とし、研究開発段階から知的財産の質を高める枠組みを示した。運用分野では、価値評価やライセンス、重点産業における活用を整理し、知的財産の事業化を後押しする。

保護分野では、リスク管理、鑑定、権利侵害救済、地理的表示産品などを対象に、ルールの特明確化を通じて実効的な権利保護を図る。北京市は、今後 5～10 年を見据えた前向きな制度設計と位置づけており、首都としての産業高度化とイノベーション基盤の強化につなげる考えだ。

(出典：国家知識産権戦略網 2026 年 2 月 4 日)

<http://www.nipso.cn/onewsn.asp?id=57100>

【華東地域】

★★★2. 江西省、知財紛争仲裁の活用促進へ 企業の実務課題踏まえ支援強化★★★

江西省でこのほど、省知識産権局と省司法庁が共催する知的財産紛争仲裁に関する交流会が開かれた。現地視察と意見交換を通じ、企業の権利保護ニーズを把握し、仲裁制度を活用した紛争解決の新たな方向性を探った。

イベントでは、参加者が南昌仲裁委員会を視察した後、司法、仲裁、公証の実務専門家が、知財裁判の最新動向や仲裁による特許活用支援、「公証＋仲裁」の連携モデルなどを紹介した。

リチウム電池、漢方医薬、電子情報、太陽光発電といった省内主要産業の企業関係者が参加した座談会には、権利行使に時間がかかる点や技術的事実認定の難しさ、証拠保全の負担など現場の課題が相次いで示され、迅速で専門性の高い仲裁手続きや、涉外対応力の強化を求める声が上がった。

省知識産権局は、企業の要望を踏まえ、サービス手続きの最適化やコスト削減を進める考えを示すとともに、今後は仲裁と行政・司法・公証制度の連携を強化し、知財紛争解決手段の多様化を図るとしている。

(出典：国家知識産権網 2026 年 2 月 3 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/2/3/art_57_203910.html

★★★3. 浙江省、知財人材の国際対応力を強化 法律英語研修に 60 人参加★★★

浙江省でこのほど、省知識産権局の指導の下、法律英語能力の向上を目的とした公益研修プログラムが始まった。省知的財産保護センターが主催し、浙江外国語学院が運営を担い、省内の企業・研究機関から知財業務を担当する責任者 60 人が参加している。

今回の研修は、涉外知的財産人材の育成を通じ、知的財産サービスの国際化と海外対応力の強化を

図る取り組みの一環である。全 20 講義を英語で実施し、知的財産とグローバル戦略、国際商取引実務、異文化ビジネスコミュニケーション、知財分野の法律英語、国際知財実務の五分野を体系的に学ぶ。

初日の講義では「グローバル化における知的財産の価値と保護」をテーマに、国際ルールの解説や事例分析を交えた授業が行われ、受講者の理解を深めた。浙江省は今後、研修成果を実務に結び付け、企業の海外権利保護や国際紛争対応力の底上げを図るとしている。

(出典：国家知識産権網 2026 年 2 月 3 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/2/3/art_57_203911.html

★★★4. 地理的表示産業を金融で後押し 福建・漳州に全国初のテーマ銀行★★★

全国初となる地理的表示 (GI) をテーマとした銀行「南靖ラン (蘭) テーマ銀行」がこのほど、「中国蘭の郷」として知られる福建省漳州市で正式に開業した。漳州市市場監督管理局と福建省農村信用社連合社が連携して設立したもので、金融の仕組みを通じて GI 産業の発展を支援する狙いである。

同銀行は三つの柱でサービスを展開する。第一に、ラン産業チェーンに関わる生産者や企業を対象に、優遇金利や柔軟な与信条件を備えた専用融資商品を提供し、資金調達負担を軽減する。第二に、産業支援資源を集約し、地理的表示の出願支援、ブランド育成、関連政策の相談など、実務に即したサービスを提供する。第三に、情報連携のプラットフォームを構築し、栽培・加工・販売の各段階をつなぐことで、ブランド価値を産業の実益へと転換する。

銀行はあわせて、「福農地理的表示ステーション」の微信 (WeChat) ミニプログラムや「漳州地理的表示総合展示プラットフォーム」とも接続し、利用者が政策や商品、市場情報を手軽に確認できる環境を整えた。金融の視点で産業チェーン全体を結び、創出から活用までを見据えた地理的表示の包括的なサービス体制を構築する。

漳州市は今後、市内全域で地理的表示テーマ銀行のモデルを展開し、特色ある産業に対する金融支援を一段と強化することで、農村振興と産業高度化につなげる方針である。

(出典：中国知識産権資訊網 2026 年 2 月 2 日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=145412

【その他地域】

★★★5. 青海省、塩湖産業向け特許標準を策定 専利導航と価値評価で知財活用を促進★★★

中国・青海省で、塩湖資源を基盤とする産業の知的財産活用を後押しする二つの団体標準がこのほど施行された。新たに導入されたのは「塩湖産業専利導航ガイドライン」と「塩湖特許価値評価規範」で、同省における関連分野の知財標準化は初めてとなる。

専利導航 (ナビゲーション) ガイドラインは、塩湖資源開発や産業チェーンの特性を踏まえ、地域計画、企業経営、研究開発の三つの活用場面を想定した分析手法や手順を明確化し、行政機関や企業が特許情報を戦略的に活用するための共通枠組みを示した。一方、特許価値評価規範では、法的・技術的・経済的側面を組み合わせた評価体系を構築し、特許の市場価値を定量的に示す仕組みを整えた。

青海省知識産権局は今後、普及研修を通じて両標準の産業全体への浸透を図り、塩湖産業の高度化と特許の実用化を後押しするとしている。

(出典：国家知識産権網 2026 年 1 月 28 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/1/28/art_57_203804.html

○ 司法関連の動き

★★★1. 最高人民法院、知財分野で「内巻式競争」に是正のメス★★★

最高人民法院（最高裁）はこのほど開いた記者会見で、国家レベルの知的財産事件上訴審理メカニズムの最新の運用状況を説明する中で、「内巻式」競争（消耗型・過当競争）の是正に力を入れる方針を明らかにした。

最高法院知的財産法廷の関係責任者によると、過度な価格競争や同質化競争を特徴とする「内巻式競争」は、全国統一大市場の構築を進めるうえで早急に解決すべき課題となっている。その背景には複合的な要因があるが、知的財産権の観点からは独占行為の発生、技術革新の停滞、不正競争行為の拡大という三つの問題がとりわけ大きいという。

同法廷は、内巻式競争の是正と技術革新の促進、市場の公正性確保に向け、主に三つの方向から取り組みを進める。第一に、独占行為や不正競争行為に対する規制を継続的に強化する。第二に、知的財産権の保護を通じて競争水準の引き上げを図る。行為保全や証拠保全、懲罰的賠償制度を積極的に活用し、特許侵害などを厳しく取り締まることで、低価格・低品質に依存した競争から、高付加価値とイノベーションを軸とする競争への転換を促す。第三に、悪質な競争の連鎖を断ち切ることに重点を置き、営業秘密の窃取や利益誘導、脅迫、組織的な人材引き抜きなど、不正な手段による競争優位の獲得行為を厳正に規制し、公正競争の最低限の線を明確にする考えだ。

最高法院は、司法の役割を通じて健全な競争環境を整え、持続的なイノベーションと市場の質的向上を支えていく姿勢を強調している。

(出典：中国保護知識産権網 2026 年 2 月 4 日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=145436

★★★2. AI の「幻想」に賠償命令は出ず 中国法廷、法的責任の境界を明確化★★★

杭州インターネット裁判所はこのほど、生成 AI（人工知能）の出力ミス、いわゆる「AI 幻想」をめぐる損害賠償訴訟で、原告の請求をすべて退ける判決を下した。同判決は既に確定しており、現行の技術水準のもとでは、AI が生成した内容に含まれるいわゆる「約束」や「賠償表明」は法律上の意思表示には当たらず、またサービス提供事業者が合理的な注意義務を果たしている場合には、法的な侵害責任を負わないことを明確にした。

本件は、2025 年 6 月、ユーザーである梁氏が、ある科技会社が運営する生成 AI アプリに大学のキャンパス情報を問い合わせた際、AI が不正確な情報を回答したことに端を発する。梁氏がその誤りを指摘したところ、AI は回答を修正せず、むしろ「内容に誤りがあれば 10 万元を賠償する」との趣旨の文言を生成した。これを受けて梁氏は、同アプリの運営会社を相手取り、損害賠償 9999 元（1 元

は約 22.6 円) の支払いを求めて提訴した。

法廷の判断は以下の通りである。第一に、AI モデルそのものは民事法上の権利主体ではないため、その生成内容をもって運営会社自身の意思表示とみなすことはできない。したがって、AI が生成したいわゆる「賠償約束」には法的な拘束力はない。第二に、本件の AI は汎用型の対話サービスであり、多岐にわたるユーザーの膨大な質問に対するすべての出力内容について、運営会社にその正確性まで審査させることを求めるのは、現時点の技術的合理性を超える要求である。さらに、運営会社は、アプリケーション内の複数の箇所において AI の出力に誤りが生じ得る「機能限界」について適切に注意喚起を行い、技術的対応を通じて出力の信頼性向上に努めていた事実が認められた。これにより、同社は合理的な注意義務を果たしており、本件における過失はないと判断された。

本判決は、AI 技術の実用化が進む中で、その便益とリスクをどうバランスさせるかについて、一つの重要な指針を提示した判例と言える。

(出典：中国知識産権资讯网 2026 年 2 月 4 日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=145446

★★★3. 広西・南寧で初の知的法廷設立 AI・データ分野も視野★★★

広西チワン族自治区で初となる知的財産専門法廷「南寧知識産権法廷」が 1 月 29 日、正式に発足した。最高人民法院と自治区機構編制委員会の承認を経て設立されたもので、南寧市中級人民法院の内部機関として運営される。

同法廷は、特許や実用新案、植物新品種、集積回路配置設計、営業秘密、ソフトウェアを巡る権利帰属・侵害紛争のほか、独占禁止関連の民事・行政事件などを第一審として管轄する。南寧市内で発生した知財刑事事件も対象に含まれる。

自治区高級法院の黄海龍院長は銘板除幕式に出席し、専門性を生かした審理体制の構築を強調した上で、ビッグデータや人工知能など新興分野における司法的課題への対応を進める考えを示した。さらに、行政当局との連携も強化し、知財保護の実効性向上を図ると表明している。

(出典：中国法院網 2026 年 2 月 4 日)

<https://www.chinacourt.cn/article/detail/2026/02/id/9187352.shtml>

★★★4. WIPO 上海仲裁・調停センター、涉外知財紛争 220 件を受理 中小企業の利用も約 5 割に★★★

世界知的所有権機関 (WIPO) の仲裁・調停上海センターは、2020 年の運営開始以来、2025 年末までに取り扱った涉外知的財産紛争の累計件数が 220 件に達したことを明らかにした。扱った案件には、仲裁事件に加えて、中国の裁判所から委託された調停事件や、紛争当事者が自主的に申し立てた調停事件が含まれる。調停員が指定された事件では、約 6 割で和解が成立している。

事件の対象分野は、商標、著作権・デジタルコンテンツ、特許、情報通信技術 (ICT) など多岐にわたり、主にラグジュアリーファッション、エンターテインメント、IT、機械、ライフサイエンスなどの産業に及ぶ。当事者内訳では、中小企業が約 49%と最も多く、大企業の 37%、個人の 14%と続

く。事件の当事者は、オーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、韓国、イギリス、アメリカなど、19の国と地域に及んでいる。

同センターは、中国で初めて司法部の認可を受けて涉外知財紛争の仲裁・調停を手がける国際仲裁機関として設立され、各地の高級人民法院（高裁）と裁判外紛争解決手続（ADR）における協力体制を構築してきた。2025年には、中国の法院（裁判所）から委託された事件数は68件に上り、前年比で42%増加した。中国において、裁判に代わる紛争解決手段として、その役割と存在感を確実に高めている。

(出典：中国知識産権资讯网 2026年1月30日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=145373

★★★5. 最高人民法院、調停で知財紛争の実質解決 6事例公表★★★

最高人民法院知的財産法廷は1月28日、司法調停を通じて実質的な紛争解決を実現した知的財産分野の典型事例6件を公表した。標準必須特許（SEP）、非鉄金属鉱物に関する特許、コンピューターソフトウェアの著作権など、先端技術と産業競争に直結する分野が含まれている。

標準必須特許を巡る事件では、国外企業と複数の中国企業との間の紛争について、調停を通じて世界的な範囲をカバーする包括的な和解が成立し、特許を巡る対立を根本から解消した。戦略資源であるバナジウム鉱山技術に関する事件では、巡回裁判と現地調停を組み合わせる手法により、侵害を争う対立関係から、特許実施許諾に基づく協力関係への転換を実現している。

さらに、十年以上にわたり続いていた国内ソフトウェア企業間の著作権紛争では、類似事例を参照した調停により双方の合意を促し、長期対立に終止符を打った。低空経済分野における特許権帰属を巡る争いでは、先行利用を認める柔軟な調停案を示すことで、当事者間の過度な対立の回避に成功している。

一方、欧州のソフトウェア企業と中国企業との著作権紛争では、「賠償金の支払い」と「正規ソフトウェアの導入」を組み合わせた包括的な和解案を提示した。これにより、外国企業の正当な権益を保護するだけでなく、今後5年間にわたる両社の協力関係構築の道筋をも作り出した。別の特許侵害訴訟では、双方が前後して60件以上の特許無効審判請求や行政訴訟を提起するなど紛争が複雑化していたが、法廷が法的リスクや経営コスト、社会的責任といった多角的な観点から利害の調整を図り、全ての既存及び潜在的な紛争を対象とする一括和解を成立させた。

同法廷は今後も、判決による形式的な解決に留まらず、紛争の実質的な解決を重視し、司法と市場秩序の調和を通じて、技術革新と産業発展を支えていく方針を示している。

(出典：中国知識産権资讯网 2026年1月30日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=145358

★★★6. 「看板替え」の繰り返し侵害に懲罰的賠償 上海高裁が典型事例を公表★★★

上海市高級法院（高裁）はこのほど、知的財産権侵害に対する「懲罰的賠償」適用の典型事例を公表した。その中で、広州の大手日用品メーカーである立白企業集団（立白社）が福建省漳平市の百貨

店を相手取り商標権侵害で起こした訴訟の判決が注目を集めている。被告百貨店の経営者は名義や販売プラットフォームを変更しながら同じ権利者の商標を繰り返し侵害したとして、裁判所が懲罰的賠償の適用を認めた。

裁判所の認定によれば、被告百貨店は電子商取引（EC）プラットフォーム上で、「好爸爸」と表示された洗濯洗剤を販売していた。この表示は、立白社が高い知名度を有する「好爸爸 KISPA」登録商標と類似しており、同社の商標権を侵害していると判断された。さらに、同百貨店の経営者は過去に、別の EC サイトにおいて立白社の商標を侵害した事案で、すでに侵害が確定判決で認められていたことが判明した。それにもかかわらず、店舗名義やプラットフォームを変え、侵害商品の販売を継続した点について、裁判所は悪質な反復侵害と認定した。

上海市楊浦区人民法院は、被告の行為が商標権侵害に当たると判断した上で、反復侵害の経緯、正当な仕入れ経路を説明できない事実などを総合的に考慮し、本件は懲罰的賠償の適用要件を満たすと判断し、被告に対し総額 4 万元（1 元は約 22.6 円）の賠償支払いを命じた。一審判決はすでに確定している。

本件の賠償額自体はさほど大きくはない。しかし、EC 経済が著しく発展し、侵害行為がより巧妙化されやすい今日、この判決は、裁判所が知財保護を強化し、悪質な繰り返しの侵害行為を厳しく取り締まる司法の姿勢を明確に示した。事業主体や販路を「看板替え」して責任逃れを図る行為に対する強力な抑止力として機能し、市場環境の浄化と公正な競争の維持に寄与するものと評価される。

(出典：中国知識産権资讯网 2026 年 1 月 28 日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=145347

○ ニセモノ、権利侵害問題

【中央政府】

★★★1. 中国が「鉄拳行動 2025」事例を公表 国際ブランドの商標侵害に厳罰★★★

国家市場監督管理総局はこのほど、公式サイトで 2025 年の「消費者を守る」鉄拳行動における典型事例（第 3 弾）を公表した。2025 年は「民生に寄り添い、消費を守る」を掲げ、商標権侵害や品質不良など国民の強い不満を招く違法行為を重点的に取り締まり、消費者の正当な権益の保護を進めている。

四川省自貢市では、栄県市場監督管理局が商標権者からの通報を受け、公安機関と連携して富順県の建材工場を立ち入り検査した。その結果、世界的な接着剤の大手企業である Sika Group の登録商標「徳高」を侵害するタイル用接着剤が大量に押収された。刑事事件に当たる疑いがあるため、事件は公安当局に移送された。捜査の結果、2021 年から摘発までの間、容疑者は原材料を混合して接着剤を製造し、他者から購入した偽造包装袋に詰めて、微信（WeChat）を通じて販売していた。違法な取引額は 7 万 8 千元（1 元は約 22.6 円）に上った。

2025 年、栄県市場監督管理局は関連法規に基づき、偽造包装袋を販売した者に 8 万 1000 元の罰金を課し、侵害商品の製造・販売を行った者に対しては、関連商品の没収と 12 万元の罰金を命じた。

本件は、侵害商品の製造・販売と偽造包装材の流通を同時に摘発した点が特徴である。行政と刑事

の連携による協同捜査を通じ、製造から流通までのサプライチェーン全体を一体的に取り締まり、違法行為に強い抑止効果を示すとともに、公正な競争秩序の維持につなげた。

(出典：国家市場監管総局公式サイト 2026年1月28日)

https://www.samr.gov.cn/xw/zj/art/2026/art_511f5944a4cc4c44a7031d90be5efe3d.html

【華南地域】

★★★2. 広東・香港・澳門の税関が知財侵害を共同摘発 グレーターベイエリアで越境対策を強化★★★

広東省の税関はこのほど、香港・澳門の税関と連携し、知的財産権侵害を対象とする合同エンフォースメントを実施した。越境ECやアート Toy 産業などを舞台とする侵害行為を重点的に取り締まり、グレーターベイエリアにおけるイノベーションと国際貿易の基盤強化を図る。

税関総署広東分署によると、2025年には「龍騰2025」「越境EC知的財産保護2025」「アート Toy 産業知的財産保護2025」などの特別行動を展開した。広東、香港、澳門の税関は年間3回の合同行動を実施し、広東省内税関だけで侵害品の疑いがある貨物約287万点を差し押さえ、貨物価値は約921万元（1元は約22.6円）に達した。

中国アート Toy の都と呼ばれる東莞では、黄埔税関がキャラクター玩具産業を対象に、迅速通関、知的財産税関登録、信用育成を組み合わせた支援策を導入している。昨年には侵害玩具約6万7千点を摘発し、地元ブランドの海外展開を後押しした。

また、広東省の各税関は、人工知能を活用した侵害リスク自動判別モデルを導入し、事前警戒と重点監視の精度向上に取り組んでいる。広東分署は今後も関係機関との連携を強化し、知財の越境保護体制を一段と充実させる方針である。

(出典：中国知識産権资讯网 2026年2月4日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=145438

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

★★★1. 中国 AI 企業、CIFTIS を舞台に国際展開加速★★★

ロボットや拡張現実 (AR) 機器、人工知能 (AI) を活用した健康デバイスなどを手がける中国の AI 関連企業が、中国国際サービス貿易交易会 (CIFTIS) を舞台に、研究開発力と市場開拓の成果を世界に向けて示している。

1月28日、北京市朝陽区では、北京市国際サービス貿易事務センターと首都会展集団が主催する「雨燕行動」関連のイベントが開催された。AI分野を代表する5社が参加し、製品開発や海外進出をテーマに意見を交わした。

朝陽区が推進する「雨燕行動」は、テクノロジー企業の海外展開を支援する施策である。各国の在中国大使館や国際機関、金融・投資機関と連携し、企業の国際進出を後押しする支援体制を構築している。首都会展集団によれば、2026年に開催予定の CIFTIS では、通信・情報サービス分野を中心に、ロボットやスマート製造などの AI 応用製品を重点展示する方針だ。商談機会や各種支援サービスと

組み合わせることで、中国企業の海外進出を一段と促進することを目指している。

会場では、各社が特定分野に特化した技術力を披露した。オリオンスター（OrionStar）は、大規模言語モデルを基盤とするロボット用オペレーティングシステム「Agent OS」を紹介し、煩雑な呼び出し操作を不要とし、多様な感知情報を通じて人間に近い対話や判断を可能にしたと説明した。同社は580件を超える特許を保有する。ARとAIを組み合わせたサービスを展開する亮亮視野（LLVision）は、プロフェッショナル向けAR翻訳メガネ「Leion Hey2」を公開し、軽量性、長時間駆動、高性能を同時に実現させた点を強調した。北京脳脳智心科技は、非侵襲型のブレイン・マシン・インターフェース技術とAIを組み合わせ、青少年の心理的支援サービスを学校現場に提供している。

「雨燕行動」はこれまでに200社以上を支援し、20カ国に及ぶ国際連携を実現してきた。中国のAI関連企業が海外市場へ進出するうえで、重要な基盤となりつつある。

(出典：中国知識産権资讯网 2026年2月1日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=145407

★★★2. 中国スマートグラス市場が急成長 独立端末化と産業チェーンの高度化が進む★★★

2026年に入り、中国のスマートグラス市場は爆発的な成長局面を迎えている。調査機関の予測によれば、同年の中国市場における出荷台数は450万台に達し、前年比で77%という高い伸びが見込まれている。急増する需要は、業界の上流から下流に至る産業チェーンの全面的な高度化を強力に推進している。

今年初頭に開催されたCES2026では、中国のレイネオ社（RayNeo）が世界で初めてeSIM機能を搭載した双眼フルカラーARメガネ「RayNeo X3 Pro Project eSIM」を発表した。eSIM通信モジュールを内蔵することでスマートフォンやWi-Fiに依存せず、単体で通話やリアルタイムのAI対話、翻訳、オンラインストリーミング再生といった機能を実現している。

これに先立ち、Rokid社は自動車大手のGAC（广汽集団）と連携し、AIメガネと車載システムを深く融合させたソリューションを披露した。利用者はAIメガネを通じて車両を遠隔操作し、走行情報をリアルタイムで取得でき、ウェアラブル機器に「車載連動」という新たなインタラクションの可能性を示した。

こうした製品革新の背景には、基幹技術の相次ぐ突破がある。一体型光学貼合技術や軽量化設計、マルチモデル適応、eSIMによる独立通信の進展により、従来指摘されてきた重量感や短い駆動時間、操作性の課題、スマートフォン依存といった弱点が着実に解消されつつある。スマートグラスは周辺機器から自立した端末へと進化し、翻訳やナビゲーション、決済にとどまらず、交通指揮、税関検査、消防対応、電力設備の安全巡視など、専門性の高い分野へと用途を広げている。

市場拡大と技術進化は産業チェーンの構造そのものを再編している。技術革新、応用領域の拡張、上下流の協調進化が相乗効果を生む中で、スマートグラス産業は長期的な成長ポテンシャルを備え、スマートフォンに次ぐ新たな大型消費電子分野へと成長する可能性を示している。

(出典：中国知識産権资讯网 2026年1月27日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=145320

○ 統計関連

★★★1. 江蘇省、植物新品種権の登録が急増 2025 年は前年比 3.6 倍、全国の約 2 割に★★★

中国・江蘇省において、林業および草本植物に関する新品種権の登録件数が急増している。2025 年の同省における登録件数は 238 件に上り、前年比で約 3.6 倍となった。全国シェアは 17.7%に達し、この分野における江蘇省の存在感が一段と高まっている。

登録された品種は、ポプラやニセアカシア、ザクロ、ツツジ、サルスベリなど多岐にわたり、用材林、生態的樹種、経済林、観賞植物がバランスよく展開されているのが特徴だ。とりわけ、蘇州市の園芸企業が育成したバラ属の新品種や、揚州大学によるボタン属の新品種群、江蘇省林業科学研究院が手がけたヤナギ属などの新品種は、経済林や都市緑化分野での活用が期待されている。中国科学院植物研究所や南京林業大学が育成した品種は、生態系回復や林業産業の高度化に向けた重要な技術ストックと位置づけられている。

背景には、同省が進めてきた品種育成体制の強化がある。同省は遺伝資源の収集から育種、試験、普及までを一貫して支援する体制を構築した。2025 年には、研究成果を社会実装に結びつける「公益登録転化」モデルを初めて導入している。今後は産学研の連携をさらに強化し、新品種の事業化を通じて、緑化や生態系回復、林下経済など多様な分野での活用拡大を目指す方針である。

(出典：中国保護知識産権網 2026 年 2 月 3 日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zwxpz/202601/1995002.html>

★★★2. 2025 年 1～11 月 知的財産使用料と自主ブランド輸出が拡大★★★

2025 年 1 月から 11 月期における中国のサービス貿易（輸出入合計）は、総額が 7 兆 2000 億元（前年同期比 7.1%増）に達した。このうち、特許料や著作権使用料などに当たる「知的財産使用料」の輸出入総額は 3828 億 7000 万元（同 7.4%増）となった。特に知的財産使用料の輸出額は 23.1%と高い伸び率を示しており、サービス貿易全体の高度化と拡大を強く牽引している。（1 元は約 22.6 円）一方、貨物貿易も堅調な動きをみせた。2025 年通年の貨物輸出入総額は 45 兆 4700 億元（同 3.8%増）となり、過去最高水準を更新した。特に、高技術製品の輸出は 5 兆 2500 億元（同 13.2%増）に達し、全体をけん引する形となった。

特筆すべきは、自主ブランドを有する製品の輸出拡大である。同製品の 2025 年の輸出額は前年比 12.9%増となり、輸出総額に占める割合も 1.4 ポイント上昇した。このシェアは過去 2 年間、一貫して上昇傾向にある。これは、中国企業が自社の商標やブランドの価値に対する認識を確実に高め、その構築と保護に注力する姿勢を強めていることを示すものである。

こうした動きは、中国の輸出企業が、単なる数量の拡大から、価値創出へと軸足を移し、自主ブランドの構築や商標の活用・保護に力を入れている表れである。知的財産を基盤とした競争力の強化が今後の対外貿易の質的向上を支える重要な要素となりつつある。

(出典：国家知識産権網 2026 年 1 月 30 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/1/30/art_55_203862.html

○ その他知財関連

★★★1. 全国商標ブランド知識大会が始動 若年層育成を通じブランド強国戦略を後押し★★★

中国で初となる「全国商標ブランド知識大会」がこのほど始動し、2月1日から参加申し込みを受け付ける。商標・ブランド分野の知識を競う全国規模の大会で、知的財産教育と若年層の人材育成を結び付けることを目的としている。

大会は「商標を知り、ブランドを創り、未来を切り拓く」をテーマに、青年層を主な対象とする。知識競技を入口に、商標法制度への理解やブランド創出に必要な思考力を体系的に育成し、知的財産を尊重し、公正な競争を重んじる文化の醸成を目指す。

競技内容は、商標登録、権利保護戦略、地理的表示の活用、ブランド価値評価など、企業実務に直結する分野を幅広く網羅する。業界団体、主要企業、大学・研究機関、知財サービス機関が連携し、課題設計や基準策定、審査指導に参画することで、産学研の協働を強化する。

さらに、決勝進出者向けの「青年ブランドイノベーション育成プログラム」を設け、ブランド企画などの実践研修を実施する。優秀者は業界団体の人材データベースに登録され、企業での実習や従業員推薦につなげる仕組みも用意されており、人材育成と産業ニーズの精密な接続を図る。

(出典：中国知識産権资讯网 2026年1月30日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=145390

=====

【配信停止】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【新規登録・配信先変更】

新規登録や配信先を変更したい場合は、以下のサイトより E メールアドレスをご登録ください。

なお、従来のアドレスへの配信が不要な場合には、別途、上記の配信停止が必要になりますのでご注意ください。

https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn_beijing/mail.html

【バックナンバー】

過去に配信したメルマガについては、以下にてご覧いただけます（※更新頻度は四半期に一度程度となります）。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipnews/archive.html>

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved